

令和 8 年度「市報しものせき」等配送業務内容（仕様書）

印刷業者が印刷・梱包した「市報しものせき」等を本市の指定した印刷会社から本市の示す一覧表に掲げる自治会長宅等本市の指定する場所（以下「配送場所」という。）に毎月 1 回（合計 1 2 回）配送する。

1. 委託期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日

2. 配 送 物 下関市が毎月 1 回発行する「市報しものせき」等

（1）年 8 回（5 月号、7 月号、8 月号、1 0 月号、1 1 月号、1 月号、2 月号、4 月号）… A 4 判 約 6 4 g / 冊 3 2 ページ

（2）年 4 回（6 月号、9 月号、1 2 月号、3 月号）… A 4 判約 8 0 g / 冊 4 0 ページ（うち 8 ページ「議会だより」）

3. 荷 姿

配送物は、印刷業者により必要部数を配送箇所ごとに梱包・配送先名を貼付済み。

※ 印刷業者により 100 部単位で梱包され、端数が生じた場合は、別に梱包が行われている。端数を梱包したものには、届け先住所、氏名、通し番号、発送元（広報戦略課名及び電話番号）、次号配送期間、注意書き（文言については広報戦略課より指示あり）を付したラベルが貼付されているが、100 部単位で梱包されたものには、届け先毎に共通のものと考え、ラベルの貼付は行われていない。

《配付部数が 233 部の場合の例》

100 部包み（ラベル無）+ 100 部包み（ラベル無）+ 33 部包み（ラベル有）

・ ・ 合計 3 梱包

4. 発行部数 118,500 部程度

5. 配送回数 令和8年5月号から令和9年4月号までの合計12回

6. 配送地域 下関市内

7. 配送期間

(1) 配送は、別途定める「市報編集スケジュール」及び「市報等配送予定表」のとおり、期間内に配送を完了させること。

(2) 印刷業者において、当該梱包が遅れた場合、印刷業者と調整のうえ、配送の期間にかかわらず、本市が別途指示する配送完了日までに完了すること。

(3) 優先して配送すべき箇所が生じた場合は、本市の指定した箇所に速やかに配送を行うこと。

(4) 指定した日時に配送すべき箇所が生じた場合は、本市の指定した日時及び配送先に配送すること。

(5) 優先して配送すべき箇所に配送を行った場合及び本市の指定した日時及び配送場所に配送を行った場合において、委託料の金額変更はしないものとする。

8. 集荷場所

受託業者が指定する場所

※印刷物は、印刷会社と入念に調整を行い、確認後受け取りを行うこと。

9. 配送場所

(1) 配送場所の箇所数は1,040箇所程度とする。

※配送場所の箇所数は、自治会の増減等により変更する場合がある。

(2) 配送場所に変更が生じた場合は、本市の指示に従い配送場所の変更を行うこと。

(3) 配送場所の変更及び配送場所の箇所数に増加に伴う委託料の金額変更はしないものとする。

10. その他条件

市報は、本市の看板であり、市民に対する市政関係情報の大切な提供媒体であるので、以下の点に配慮し、確実かつ丁寧に配送すること。

- (1) 配送場所の自治会長等が不在の場合、配送先自治会長等に連絡を取り、配送期間内に配送を完了すること。
- (2) 自治会長等から配送場所について希望がある場合は、できる限りの配慮及び対応を行うこと。
- (3) 配送した際、配送業者の名称及び連絡先（土・日曜日、祝日を含む市報等配送期間に応答できる電話番号）を貼り紙等で配送先自治会長等に示すこと。
- (4) 誤配、配送部数に誤りがあった場合は、速やかに対応を行うこと。
- (5) 雨天時、水濡れのおそれがある配送場所に配送する場合は、ビニール等で配送物を覆うこと。